

正当な組合活動の破壊を許すな！ デッチ上げによる不当処分に抗議する！

会社は、2月28日と3月1日にJR東海労組員5名（専従役員含む）に訓告、嚴重注意などの処分をだした。その理由は「平成18年12月20日、東京第二運輸所及び東京第一運輸所において、再三の管理者からの退去命令に従わず業務を妨害した…」とのことである。

ふざけるのもいい加減にしろ！そのような事実は一切ない！デッチ上げだ！

12月20日の事実は以下の通りである。

当日5名は、会社の不当労働行為が最高裁で決定され、謝罪掲示命令の履行確認のために職場を訪れただけのことで、業務の妨害など一切行っていない。ところが東京第二運輸所中村総務科長は5名の正当な組合活動に対し、「警察の出動要請」という異常な対応をした。これが紛れもない12月20日の事実である。

さらに所長名の掲示で「テロリスト的な行為…」などと誹謗中傷。日勤に降ろしての事情聴取、その中ではテープレコーダーまで持ち出すという人権侵害までを犯すなど、絶対許されない行為をした。反省をするどころかまともや繰り返された不当労働行為。

しかし、処分がだされた。明らかな不当処分だ。私たちは、絶対許すことはできない。断固抗議する。

会社は、中村総務科長の異常な行動を、組合員の処分によって正当化しようとしている。責任転嫁にかけてはピカイチの器量の会社ではあるが、ここまで来ると経営者の頭の構造を疑いかねない。まして、専従役員である委員長と書記長に対しての処分など前代未聞だ。「処分通知」を「内容証明」付で自宅に郵送してくるといふ念の入れようである。開いた口がふさがらないとはこのことだ。

最高裁の決定について何の反省もせず、またまた繰り返された不当労働行為。それは最高裁の決定に基づく命令により出した謝罪掲示が虚偽であったということを示している。まったくいい加減な会社経営者たちである。国家公安委員で教育再生会議委員の葛西会長の姿勢が良く示されている。

私たちは、このような不当処分、組合活動への不当介入・不当労働行為や、中村総務科長をはじめ、会社ぐるみのデッチ上げを絶対に許さない！法的な措置も含めて、断固撤回と謝罪をさせるために闘う！

2007年3月3日

JR東海労働組合中央本部